

龍ヶ崎市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果に基づく措置の状況について、
から同法第199条第14項の規定による通知があつたので、当該措置の内容を別紙
のとおり公表する。

令和 7 年 11 月 7 日

龍ヶ崎市監査委員 大山文彦
同 油原信義

龍教指第347号
令和7年11月6日

龍ヶ崎市監査委員 様

龍ヶ崎市教育委員会教育長 大古 輝夫

定期監査に係る措置状況について（通知）

地方自治法第199条第4項の定期監査の結果については、同条第9項の規定に基づき令和7年10月30日付、龍監第35号により報告を受けたところです。

当該報告において指摘事項等とされた事項については、別紙の措置を講じることとしたので、同条第14項の規定に基づき通知します。

対象部	対象課	確認した事実等		措置状況の内容等
教育委員会	指導課	区分	負担金、補助及び交付金	
		件名	指摘 7頁	龍ヶ崎市教科指導委員会
		事実の概要等	過去において交付金の不適切な管理、及び年度を跨いだ支出、更に目的外の支出と思われるものがあった。	